

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第7号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(知事の権限の一部を児童相談所長に委任する規則の一部改正)

**第1条** 知事の権限の一部を児童相談所長に委任する規則(昭和43年静岡県規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第32条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を児童相談所長に委任する。 (1)～(7) (略) (8) 法第28条第1項、第2項ただし書及び第4項の規定による措置 (9)・(10) (略) (11) 法第31条第2項及び第3項の規定による措置 (12) 法第33条第2項及び第4項の規定による措置 (13) 法第33条の6第1項の規定による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援 (14)～(32) (略)	児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第32条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を児童相談所長に委任する。 (1)～(7) (略) (8) 法第28条第1項、第2項ただし書及び第3項の規定による措置 (9)・(10) (略) (11) 法第31条第2項から第4項までの規定による措置 (12) 法第33条第2項、第4項、第7項及び第9項の規定による措置 (13) 法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助 (14)～(32) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

**第2条** 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第11章 (略) 第12章 <u>情緒障害児短期治療施設</u> (略) 第13章・第14章 (略) 附則 (給付金として支払を受けた金銭の管理)	目次 第1章～第11章 (略) 第12章 <u>児童心理治療施設</u> (略) 第13章・第14章 (略) 附則 (給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第12条** 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第374号）に定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

(苦情への対応)

**第16条** (略)

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3・4 (略)

### **第12章 情緒障害児短期治療施設**

(設備の基準)

**第86条** 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(職員)

**第87条** 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障

**第12条** 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第374号）に定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

(1)～(4) (略)

(苦情への対応)

**第16条** (略)

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3・4 (略)

### **第12章 児童心理治療施設**

(設備の基準)

**第86条** 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(職員)

**第87条** 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心

害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5・6 (略)

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

**第88条** 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で見識が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者

(4) (略)

2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第74条第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

**第89条** 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5・6 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

**第88条** 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で見識が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者

(4) (略)

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第74条第2項の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

**第89条** 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

**第90条** 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

**第91条** 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第43条の5に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

**第92条** 情緒障害児短期治療施設については、第60条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

**第93条** 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

**第90条** 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

**第91条** 児童心理治療施設は、自らその行う法第43条の5に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

**第92条** 児童心理治療施設については、第60条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

**第93条** 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。